## 報復戦争への自衛隊派兵の中止を求める意見書

「テロ対策特別措置法」が成立し、政府は、自衛隊が米軍を支援する「基本計画」を決めた。これを受けて、11月25日には、海上自衛隊の艦艇3隻がインド洋に向け出港した。「計画」では、グアム、オーストラリア、インド洋の範囲で自衛隊の艦船が燃料などを補給、輸送、航空機が人員、物資を輸送するとしている。戦争中の軍隊への物資や兵員の補給・輸送は、国際法上の明確な参戦行為である。現に、インド洋上の艦船から発射された巡航ミサイルは、アフガニスタンで罪のない多数の民間人を犠牲にしている。自衛隊の米軍支援は、燃料・食糧の補給であれ兵員の輸送であれ、この殺傷に加わることを意味する。

これは、憲法が禁止する武力による威嚇・武力の行使に、日本がのりだすことにほかならない。日本は戦後、憲法9条のもとで、軍隊を海外に送って武力で他国を脅かしたり、軍事力で国際紛争を解決したことはない。そのことにアジアをはじめ世界の諸国民は期待と信頼を寄せてきた。政府が国会審議で強調した「難民支援」の問題でも、アフガニスタンを攻撃する米軍の仲間でしかない自衛隊が出ていくことほど有害なことはない。

イスラム諸国をはじめ世界中で、空爆中止、戦争終結を求める声が広がっているときに、米軍戦争支援計画を決めたことは、国際世論への真っ向からの敵対となる。それは、侵略戦争の痛苦の教訓から憲法 9 条を守り抜いてきた日本国民の意志にも逆らうものである。

よって、本市議会は、政府に対し、テロ根絶は当然としても、それによる自衛 隊派兵をただちに中止し、世界平和に非軍事で貢献する道をすすむことを、強く 求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年12月21日

三鷹市議会議長 中 山 和 政